

長岡京市卓球協会 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この協会は、長岡京市卓球協会（以下協会）と称す。

第2条 この協会は、事務所を事務局長の自宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この協会は、長岡京市における卓球の普及振興、技術の向上を図ると共に卓球愛好家者が相互の親睦を深める事を目的とする。

第4条 この協会は、前条の目的達成のために次に定める事業を行なう。

1. 各種大会の開催及び後援
2. 講習会、交流会、練習会、卓球教室の開催
3. その他、目的達成のために必要と認められる事業

第3章 組 織

第5条 この協会は、長岡京市に在住、在勤、在学者並びに長岡京市近隣のアマチュア卓球団体及び個人をもって組織される。組織の運営は、役員及びこの協会に加盟している各団体より選出された理事をもって行っていく。

第6条 この協会に次の役員を置く。

会 長	1名	理 事 長	1名
副会長	2名	副理事長	1名
会 計	1名	事務局長	1名
監 事	2名	常任理事	若干名
顧 問	若干名		

顧問は、会長が必要と認めれば委嘱し、置く事ができる。

第7条 役員を選出

1. 会長、副会長は総会において選出する。
2. 会計、監事は各クラブからの選出理事が任期期間を輪番で担当する。
3. 常任理事、顧問は会長、副会長が選出し委嘱する。
4. 理事長は理事会において互選、又は会長が推薦し理事会で承認を得る。
5. 副理事長、事務局長は理事長が選出し委嘱する。
6. その他、必要と認める役員が生じた場合は、会長が選出し委嘱する。

第8条 役員及び理事の任期

1. 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、年度末の総会が次年度にまたがった時は、その総会が終了する時点までを任期とする。
2. 任期中に役員の欠員が生じた時は、総会を開催し補充するか、会長が委嘱により補う。この役員の任期は前任者の残存期間とする。
3. 任期中に理事の欠員が生じた時は、その理事の所属する団体より補う。た

だし、この理事の任期は前任者の残存期間とする。

第 9 条 役員の仕事

1. 会長は本会を代表し会務を掌握する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事長は会長の命を受けて常任理事会、理事会を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 会計は本会の出納業務を全て掌握し実践する。
6. 監事は本会の会計を監査する。
7. 事務局長は本会全般の連絡窓口となり、円滑な運営に努める。

第 10 条 この協会に総会、常任理事会、理事会を設ける

1. 総会は役員、理事及び各団体の代表者で構成し、本会の重要事項を審議し決定する。年に 1 回以上又は必要に応じて会長が招集する。
2. 常任理事会は役員で構成し、会長の命を受け理事長が招集する。本会の重要事項を審議する。
3. 理事会は役員、理事で構成し、理事長が招集する。本会の重要事項を審議する。
4. 総会、常任理事会、理事会は、その構成人員の過半数が出席した時に成立し、議事は出席者の過半数以上の賛成をもって決まる。

第 11 条 協会を運営していくために次の部署を置く。

1. 総務部（会計、庶務、登録手続き、その他）
 2. 事業部（各種大会の企画、運営に関する業務、その他）
 3. 普及部（各種講習会、練習会、技術指導、その他普及活動）
 4. 女性スポーツ部（長岡京市女性スポーツに関する業務全般及び連絡）
- 理事はいずれかの部署に属し、その業務にあたる。それぞれの部署に部長を置き、いずれも理事会で選出し会長が委嘱する。また、会計、監事、女性スポーツ部においては、各クラブから選出された理事の任期期間輪番制で担当する。

第 4 章 会 計

第 12 条 この協会の経費は次に掲げるものをもって充当する。

1. 会費(クラブ団体登録料及び会員登録料、個人登録料)
2. 参加費（大会参加料）
3. 補助金（長岡京市体育協会、スポーツ団体連合会、長岡京市他）
4. 寄付金、その他

第 13 条 各団体は、年会費としてクラブ登録料及び会員登録料を個人会員は（個人会員とはクラブに属さないで各種大会や講習会などに参加を希望する者）年会費として個人登録料を納めなければならない。それぞれの費用は別表の通りとし、会費は必要に応じて改定することができる。

第 14 条 協会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日で終わる。

第5章 慶 弔

- 第15条 役員、理事が結婚をした時 お祝い金10,000円
- 第16条 協会にクラブ登録し10年を経過する年 お祝い金10,000円
- 第17条 協会にクラブ登録し10年目以降は5年ごと お祝い金10,000円
- 第18条 役員、理事が死亡した時 香典5,000円 しきび1対
- 第19条 長岡京市体育協会、長岡京市スポーツ団体連合会についての慶弔費においては各団体からの連絡により準ずる。
- 第20条 その他の慶弔費においては、会長、副会長、理事長で審議し決定する。ただし、慶弔費用の上限は30,000円とする。

第6章 施行細則

- 第21条 本会則の変更は総会の議を経て行うことができる。
- 第22条 新年度の予算案及び事業計画案は、旧役員が立案し作成する。新役員はそれを引き継ぐものとする。
- 第23条 本会則に定めない事項については、常任理事会の議を経てこれを処理する。

第7章 附 則

1. 本会則は、平成7年4月1日から施行する。
2. 本会則は、平成24年4月1日から施行する。
3. 本会則は、平成25年4月1日から施行する。

(年会費及び大会参加料別表)

- | | | |
|----------|---------|-------------|
| 1. 年会費 | クラブ登録料 | 5,000円 |
| | 会員登録料 | 300円 |
| | 個人会員登録料 | 1,000円 |
| 2. 大会参加料 | シングル | 800円(会員) |
| | | 1,000円(会員外) |
| | | 500円(高校生以下) |

ダブルス	1, 6 0 0 円 (会 員)
	1, 8 0 0 円 (会員外)
	1, 0 0 0 円 (高校生以下)
団 体	3, 0 0 0 円 (会 員)
	4, 0 0 0 円 (会員外)
	2, 0 0 0 円 (高校生以下)